２．各協定債権者は、清算株式会社を含む協和精機製作所グループ各社（株式会社協和製作所、株式会社協和モールド及び清算株式会社）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した2023年10月26日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、各協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。

３．清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以　上

神戸地方裁判所伊丹支部

令和８年（ヒ）第３号

大阪府豊中市利倉二丁目13番21号
清算株式会社　株式会社協和モールド
代表清算人　小暮ひとみ
１　決定年月日　令和８年８月20日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１．本協定における協定債権者は以下記載の３名である。
①　株式会社池田泉州銀行
②　株式会社日本政策金融公庫
③　大阪信用保証協会
２．各協定債権者は、清算株式会社を含む協和精機製作所グループ各社（株式会社協和製作所、株式会社グローバリーテックジャパン及び清算株式会社）と対象債権者（本協定債権者を含む。）において成立した2023年10月26日付け事業再生計画書（以下「再生計画」という。）に基づき、各協定債権者が清算株式会社に対して有する全ての債権（元本、利息、損害金その他名目の如何を問わない。）について、その債権の全てを放棄する。
３．清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、本協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を、再生計画における非保全残高の割合に応じて弁済する。この場合、本協定債権者が前項の規定により行った債権の放棄は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以　上

神戸地方裁判所伊丹支部

再生計画認可

令和８年（再）第４号

栃木県佐野市越名町２０６６番地３
再生債務者　石井　克幸
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨
決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法２０２条２項各号に該当する事由はない。
令和8年8月19日

東京地方裁判所民事第２０部

再生手続終結

令和６年（再）第３号

福岡市博多区綱場町6番15号
再生債務者　株式会社個別指導塾スタンダード
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可決定の確定
令和8年8月19日

福岡地方裁判所第４民事部

令和７年（再）第１号

京都府木津川市吐師下柏谷１７番地７（開始決定時の住所）奈良市中登美ヶ丘六丁目９番１－３１２号
再生債務者　名津井吉裕
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定は確定した。
令和８年８月１９日　　奈良地方裁判所

小規模個人再生による再生計画取消

令和元年（再イ）第４２号

北海道厚岸郡厚岸町宮園２丁目36番地ル・リアン102号室、認可時北海道厚岸郡厚岸町奔渡６丁目４番地奔渡公住Ｈ３Ｃ―304
再生債務者　坂元　範明
１　主文　本件再生計画を取り消す。
２　理由の要旨　令和２年５月19日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
令和８年８月24日　　釧路地方裁判所民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

令和８年（再ロ）第５号

京都市山科区小山北林町１番地の20
再生債務者　小西　雅也
１　決定年月日時　令和８年８月25日午後３時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　令和８年９月24日まで
４　一般異議申述期間　令和８年９月29日から令和８年10月９日まで

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

令和８年（再ロ）第１号

茨城県土浦市板谷五丁目669番地17　ビレッジハウス中貫２―404
再生債務者　岡野　厚子
１　意見聴取に付する再生計画案　令和８年８月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　令和８年９月16日まで令和８年８月26日

水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

令和７年（再ロ）第１０００６号

茨城県久慈郡大子町大字大生瀬635番地
再生債務者　藤田　弘美
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月25日　　水戸地方裁判所

令和８年（再ロ）第７号

広島市安佐北区安佐町大字飯室921番地436（申立時の住所）広島市東区戸坂くるめ木１丁目７番４―306号
再生債務者　木原　健一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月26日

広島地方裁判所民事第４部

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建物について所有者不明土地管理命令及び所有者不明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和８年（チ）第９号

千葉県柏市柏五丁目10番１号
申立人　柏市長　太田　和美
亡篠原信哉の最後の住所　千葉県柏市豊四季945番地127
所有者　亡篠原信哉相続財産
届出期間満了日　令和８年10月19日
令和８年８月19日　千葉地方裁判所松戸支部
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　柏市豊四季字新宿
地番　945番127
地目　宅地
地積　111.61平方メートル
２　所在　柏市豊四季字新宿945番地127
家屋番号　945番127
種類　居宅
構造　木造スレートぶき２階建
床面積　１階　52.37平方メートル
２階　48.23平方メートル

令和８年（チ）第２０号

札幌市中央区北１条西２丁目
申立人　札幌市長　秋元　克広
住所・居所　不明
（最後の住所）函館市中島町５－７
（不動産登記記録上の住所）札幌市中央区南７条西14丁目２番21－804号
所有者　名越　良一
届出期間満了日　令和８年10月20日
令和８年８月20日
札幌地方裁判所
（別紙）　物　件　目　録
１　所在　札幌市清田区清田６条２丁目
地番　210番４
地目　宅地
地積　721.78平方メートル
２　所在　札幌市清田区清田６条２丁目210番地４
家屋番号　210番４
種類　居宅
構造　木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
床面積　61.98平方メートル

以上